

見直しの方向性：管理監督体制の強化を前提に制度を拡充（2015年度中に新制度移行）

1. 管理監督体制の強化策のポイント

現行

見直し後

① 政府（当局）間の取決めがない
保証金を徴収している等の不適正な送出し
機関の存在

① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を
順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適
正な送出し機関の排除を目指す。

② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不
明確であり、実習体制が不十分

② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、
技能実習計画は個々に**認定制**とする。

③ 民間機関である（公財）国際研修協力
機関が法的権限がないまま巡回指導

③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等
に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。

④ 実習生の保護体制が不十分

④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。
実習先変更支援を充実。

⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制
が不十分

⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等
を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、
指導監督・連携体制を構築。

2. 拡充策のポイント

① 優良な監理団体等への
実習期間の延長又は再実習

⇒ **3年間** ⇒ **5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）

② 優良な監理団体等における受
入れ人数枠の拡大

⇒ 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで**等）

③ 対象職種の拡大

⇒ **地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の同時実習の措置**
職種の随時追加